

社会福祉法人 慈風会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 慈風会（以下「当法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 非常勤の理事 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表 1 に定める額を理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表 2 に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表 3 に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の理事に対する報酬等の支給は、別途に定める給与規程の規定に準じて支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。

- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

- 第 6 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 特別の事情により前項により難いときは、その実情を考慮し増額又は減額することができる。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。
 - 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

- 第 9 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 11 日より施行する。

(2019 年度 第 1 回 臨時評議員会決議)

別表 1 (非常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額	勤務日	年間の総額
理事長	無報酬	必要な日	0 円
理事	日額 5,569 円	理事会等会議への出席	217,191 円
監事	日額 5,569 円	理事会・評議員会等会議、監事監査等への出席	189,346 円

別表 2 (評議員の報酬)

役職名	報酬の額	勤務日	年額の総額
評議員	日額 5,569 円	評議員会への出席	140,000 円を超えない範囲

平成 31 年 4 月 11 日現在(2019 年度 第 1 回 臨時評議員会決議)